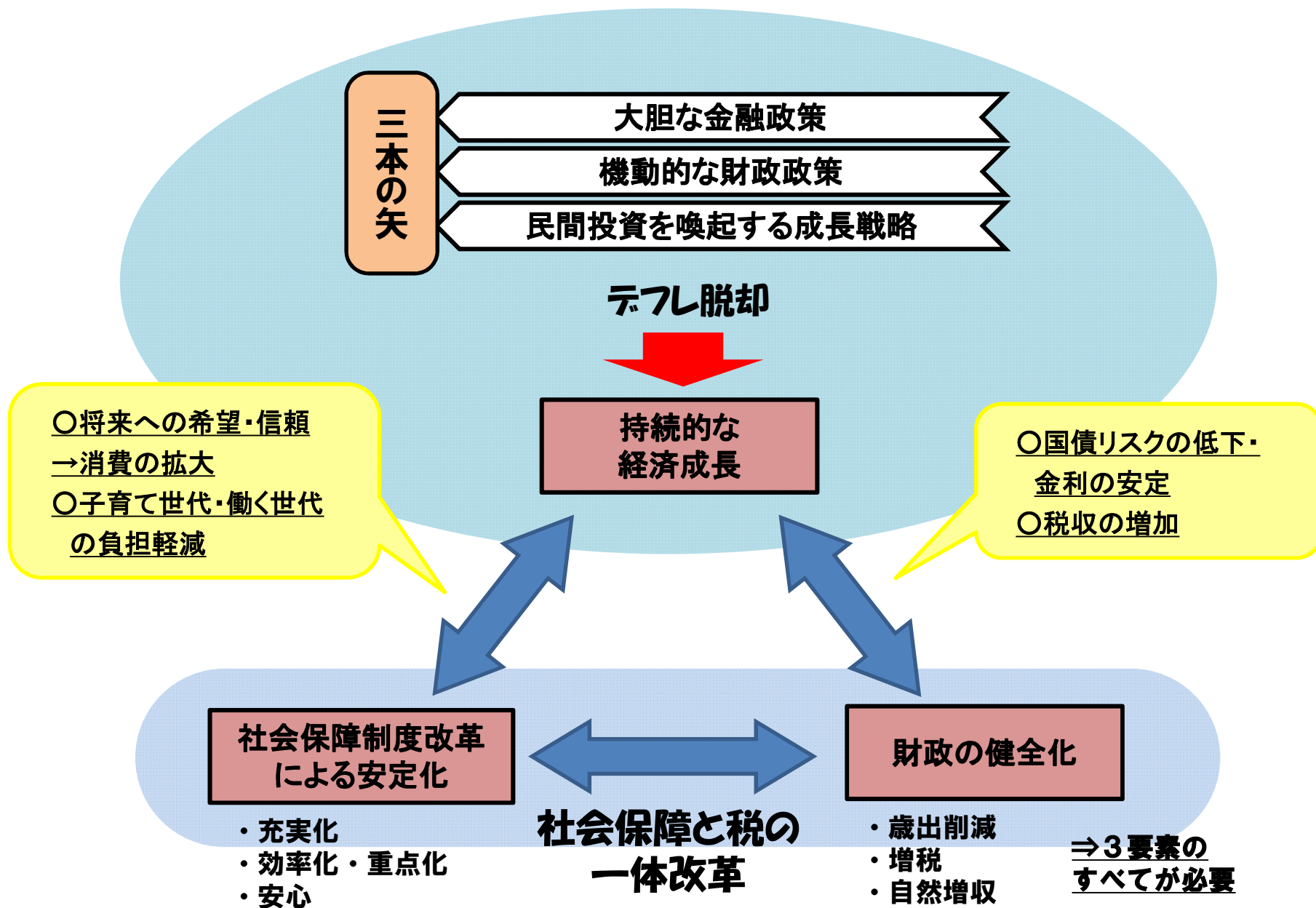




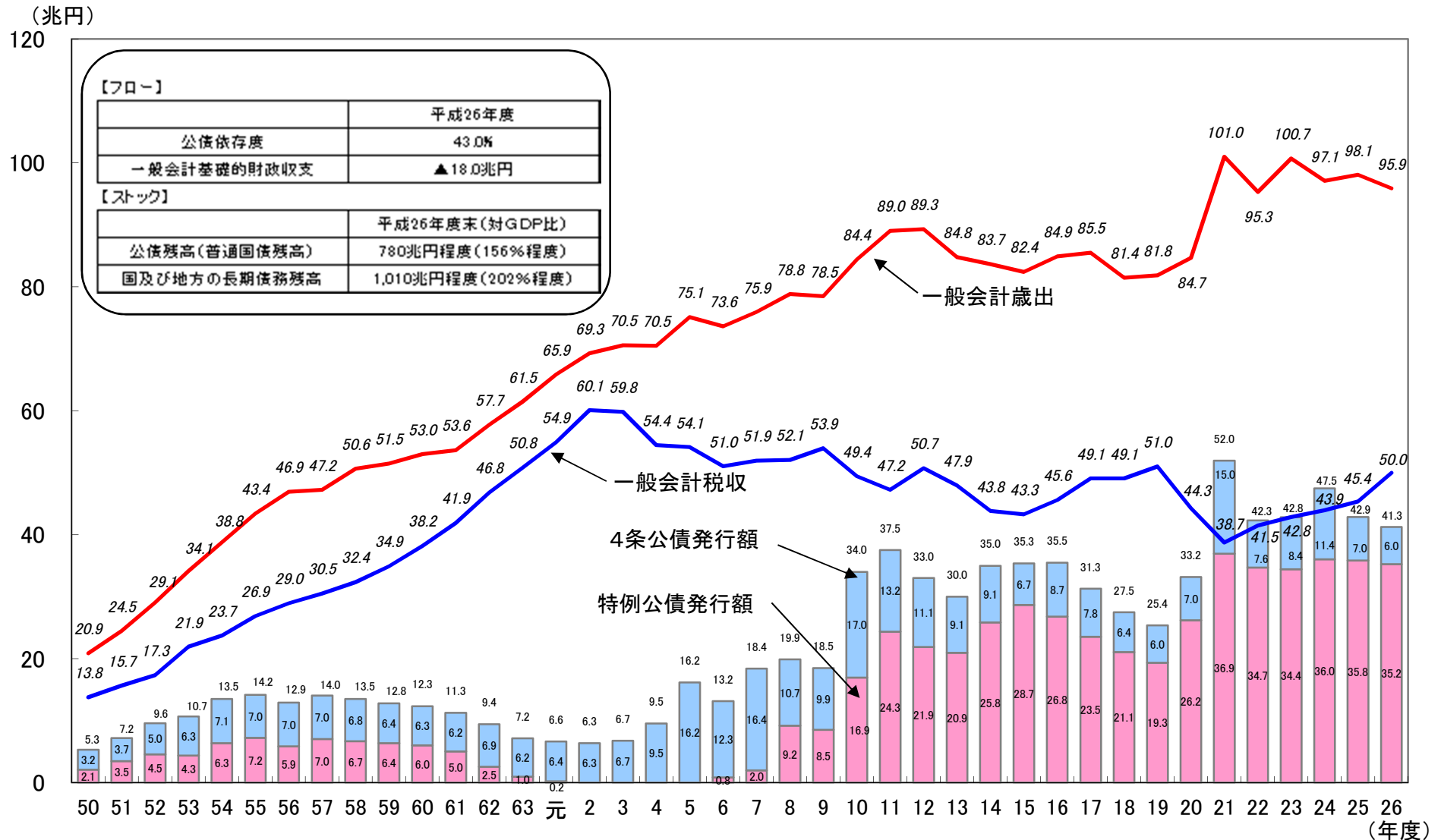
消費税率の引上げに伴う対応について

平成26年2月13日(木)
財務省 四国財務局

アベノミクス、財政健全化、社会保障制度の安定化の新たな好循環の実現

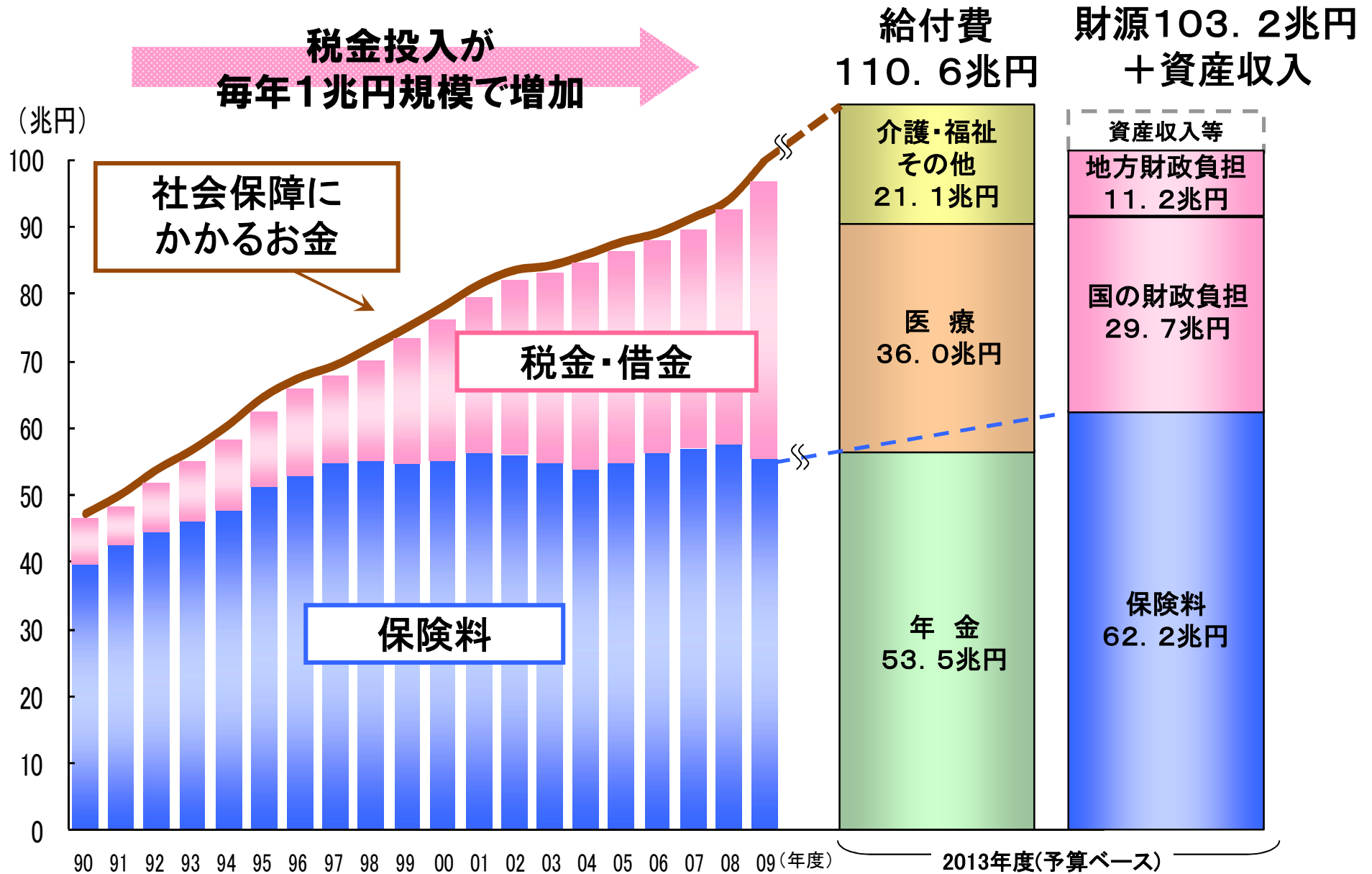


一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移

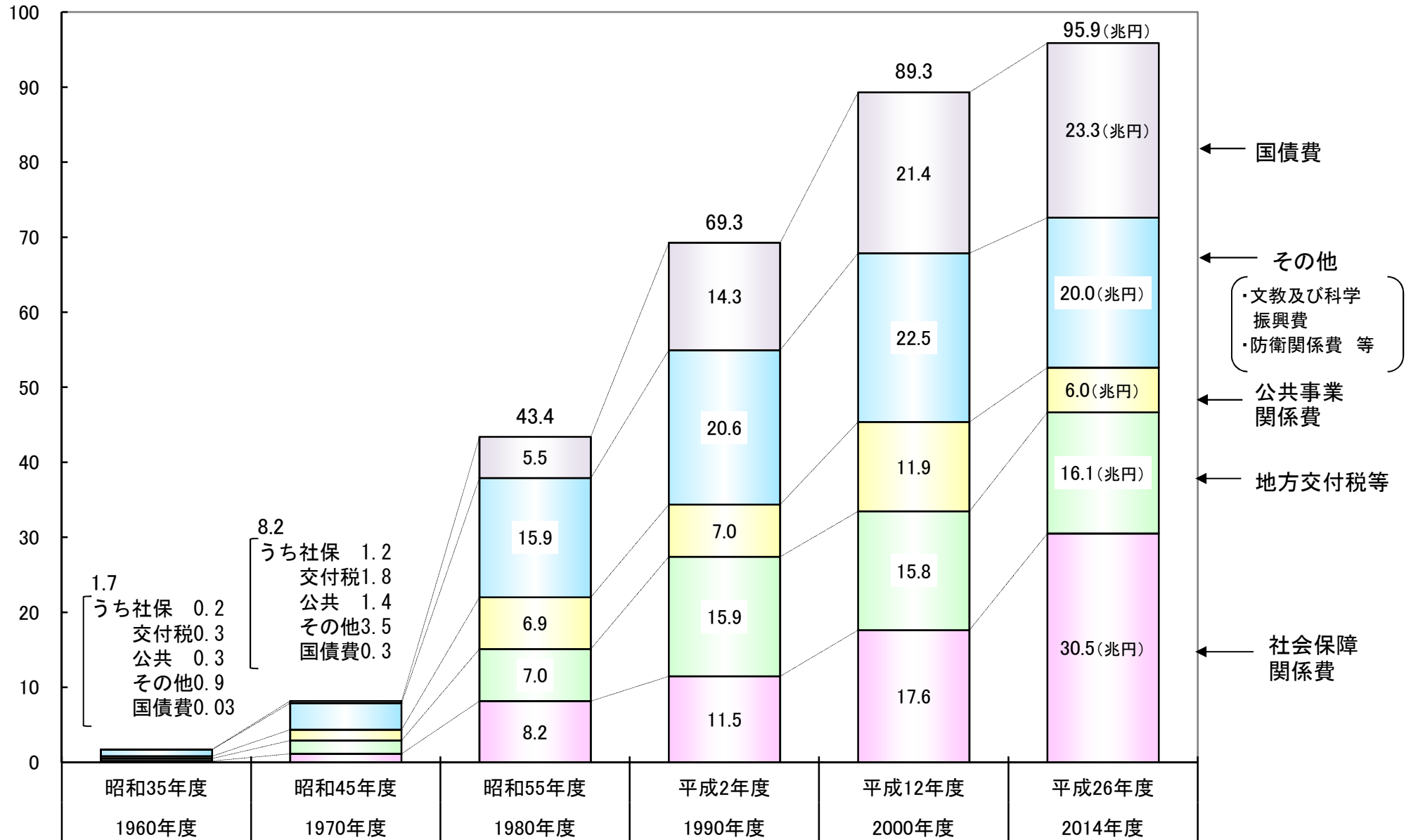


(注1) 平成24年度までは決算、平成25年度は補正後予算案、平成26年度は政府案による。
 (注2) 公債発行額は、平成2年度は湾岸地域における平和回復活動を支援する財源を調達するための臨時特別公債、平成6～8年度は消費税率3%から5%への引上げに先行して行った減税による租税収入の減少を補うための減税特例公債、平成23年度は東日本大震災からの復興のために実施する施策の財源を調達するための復興債、平成24年度、25年度は基礎年金国庫負担2分の1を実現する財源を調達するための年金特例公債を除いている。

社会保障給付費の伸び

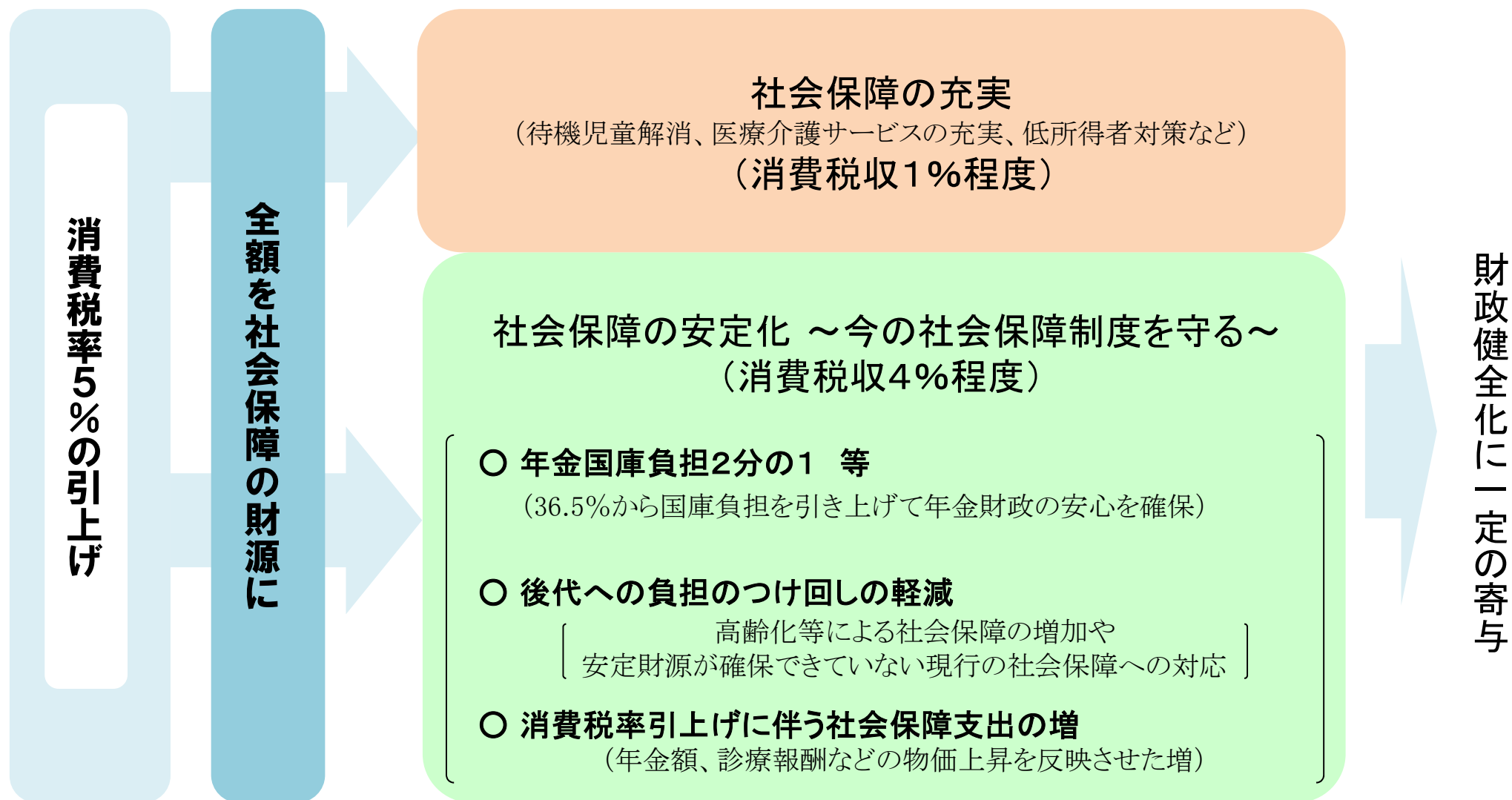


一般会計歳出の主要経費の推移

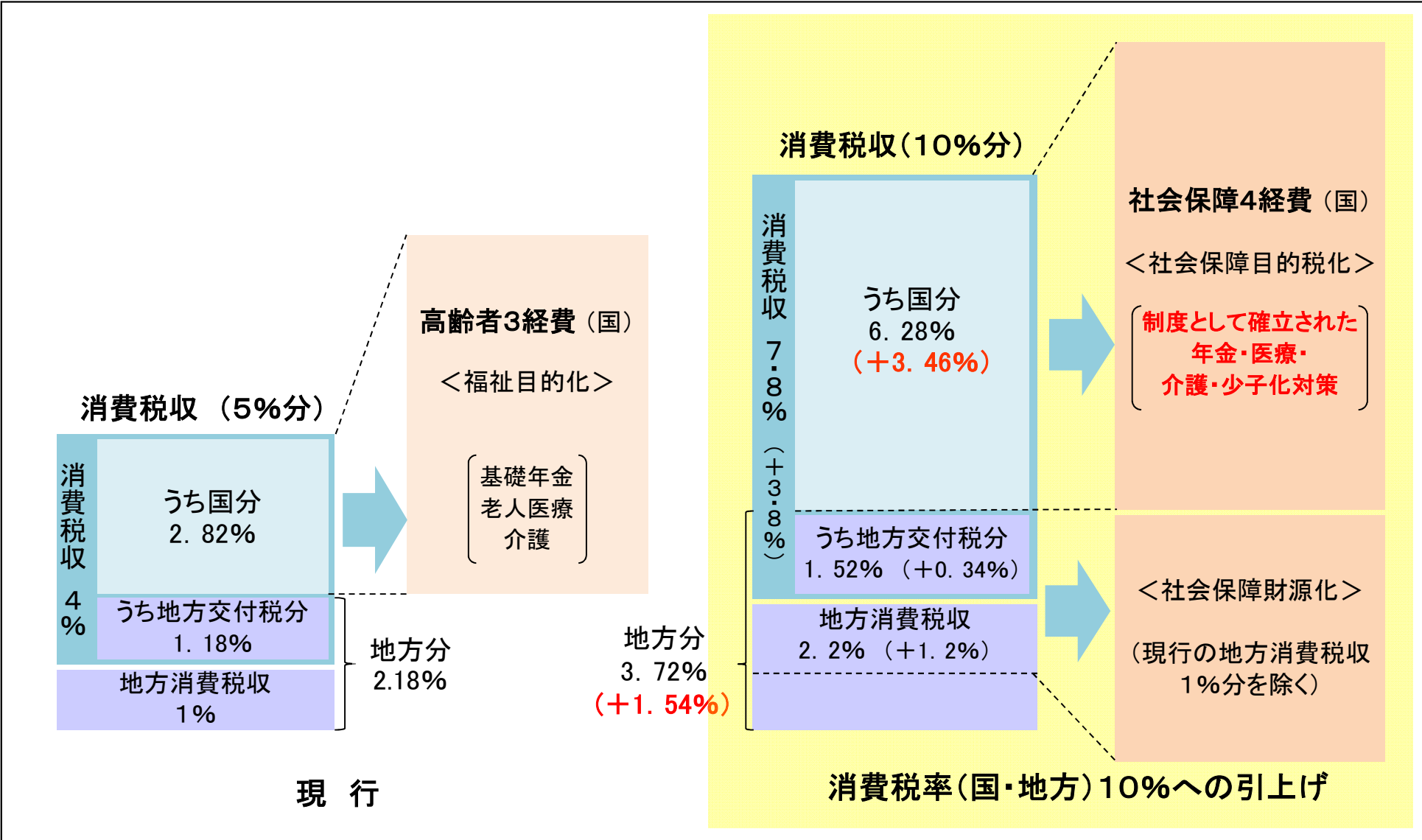


(注)平成12年度までは決算、26年度は政府案による。

社会保障の充実・安定化と財政健全化の同時達成



消費税込の国・地方の配分と用途



(注1) 消費税率(国・地方)8%への引上げ時には、消費税込6.3% (うち国分4.9% (+2.08%)、地方交付税分1.4% (+0.22%)、地方消費税込1.7% (+0.7%)となる (地方財源3.1%)。
 (注2) 地方交付税率(現行29.5%)は、平成26年度22.3%、平成27年度20.8%、平成28年度以降19.5%となる。

「好循環実現のための経済対策」(平成25年12月5日閣議決定)の概要

消費税率
引上げ

基本的考え方

- 本対策は、平成25年10月1日に決定した「経済政策パッケージ」の一部をなすもの
- 同パッケージに盛り込まれた1兆円規模の税制措置等と併せ、5兆円規模の本対策を速やかに実行し、デフレ脱却と経済再生への道筋を確かなものに

(基本方針)

- 消費税率引上げによる駆け込み需要とその反動減緩和のため、26年度前半に需要が発現する施策に重点化
- 一時的な反動減の緩和のみならず、力強い成長軌道に早期に復帰できるよう、経済の成長力底上げに資するとともに、持続的な経済成長の実現に資するため、消費や設備投資の喚起など民間需要やイノベーションの誘発効果が高い施策に重点化、未来への投資

本対策の具体的施策

I. 競争力強化策

1. 競争力強化のための投資促進、イノベーション創出等
 - (1)競争力強化に資する設備投資等の促進
 - (2)科学技術イノベーション、技術開発の推進
 - (3)海外展開の推進
 - (4)金融機能の強化、公的・準公的資金の運用等の見直し
2. エネルギーコスト対策
3. 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会開催を契機とした都市インフラ整備等
 - (1)交通・物流ネットワーク等の都市インフラ整備等
 - (2)オリンピック・パラリンピック施設の整備等
4. 地域、農林水産業、中小企業・小規模事業者の活力発揮
 - (1)地域づくり・まちづくり
 - (2)農林水産業の活力発揮
 - (3)中小企業・小規模事業者の革新

II. 女性・若者・高齢者・障害者向け施策

1. 女性の活躍促進、子育て支援・少子化対策
 - (1)女性の活躍促進
 - (2)子育て支援・少子化対策
2. 若者の活躍促進、雇用対策
3. 高齢者・障害者への支援

III. 復興、防災・安全対策の加速

1. 東日本大震災の被災地の復旧・復興
 - (1)福島の再生
 - (2)復興まちづくり
 - (3)産業の復興
 - (4)被災者支援
 - (5)復興財源の補填
2. 国土強靱化(ナショナル・レジリエンス)、防災・減災の取組や社会資本の老朽化対策の加速、原子力事故対応・原子力防災対策等の充実等

- (1)大規模な災害等への対応体制の強化
 - (2)地域経済に配慮した社会資本の強靱化・老朽化対策等
 - (3)学校施設等の耐震化等の推進
 - (4)原子力事故対応・原子力防災対策等の充実
 - (5)台風災害等からの復旧
3. 安全・安心な社会の実現
 - (1)良好な治安の確保
 - (2)安心の確保
 - (3)危機管理

IV. 低所得者・子育て世帯への影響緩和、駆け込み需要及び反動減の緩和

V. 経済の好循環の実現

VI. 経済対策の実行

- (1)本経済対策の速やかな実行
- (2)進捗状況の把握

「好循環実現のための経済対策」の規模・効果

消費税率
引上げ

本対策の規模

	国費	事業規模
I. 競争力強化策	1.4兆円程度	13.1兆円程度
II. 女性・若者・高齢者・障害者向け施策	0.3兆円程度	0.4兆円程度
III. 復興、防災・安全対策の加速	3.1兆円程度	4.5兆円程度
1. 東日本大震災の被災地の復旧・復興	1.9兆円程度	2.4兆円程度
2. 国土強靱化、防災・減災、安全・安心な社会の実現等	1.2兆円程度	2.1兆円程度
IV. 低所得者・子育て世帯への影響緩和、駆け込み需要及び反動減の緩和	0.6兆円程度	0.6兆円程度
合計	5.5兆円程度 (注)	18.6兆円程度

(注) このほか、地方交付税交付金の増1.2兆円、公共事業等の国庫債務負担行為0.3兆円、財政融資0.1兆円。

本対策の効果

○予算措置による経済効果(現時点での概算)

実質GDP比概ね1%程度、雇用創出25万人程度

○盛り込まれた成長力底上げに資する施策に加えて、経済の好循環の実現に向けた取組、さらには、経済政策パッケージで決定された1兆円規模の税制措置等の実行

⇒民間投資、消費の喚起や生産性向上につながり、所得・雇用の増大を伴う経済成長

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」による消費税法の主な改正内容

1. 消費税収入の使途の明確化

国分の消費税収入については、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費(社会保障4経費)に充てるものとされました。

(注) 地方消費税収入(引上げ分)及び消費税収入に係る地方交付税分については、社会保障4経費を含む社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

2. 消費税率の引上げ

消費税率及び地方消費税率について、次のとおり2段階で引き上げることとされました。

区 分	適用開始日	現 行	平成 26 年 4 月 1 日	平成 27 年 10 月 1 日
消 費 税 率		4.0%	6.3%	7.8%
地 方 消 費 税 率		1.0%	1.7%	2.2%
		(消費税額の25/100)	(消費税額の17/63)	(消費税額の22/78)
合 計		5.0%	8.0%	10.0%

※ 経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、消費税率引上げの前に、経済状況等を総合的に勘案した上で、消費税率の引上げの停止を含め所要の措置を講ずることとされています。

※ 引上げ後の税率は、経過措置(「5 税率引上げに伴う経過措置」参照)が適用されるものを除き、適用開始日以後に行われる資産の譲渡等について適用されます。

3. 税率引上げに伴う経過措置

改正後の税率は、適用開始日以後に行われる資産の譲渡等、課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物に係る消費税について適用され、適用開始日以前に行われた資産の譲渡等、課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物に係る消費税については、改正前の税率が適用されることとなります(「2 消費税率の引上げ」参照)。

ただし、適用開始日以後に行われる資産の譲渡等のうち一定のものについては、改正前の税率を適用することとするなどの経過措置が講じられています。

主な経過措置の概要については、次のページをご覧ください。

主な経過措置の概要

○ 次に掲げるものには、8%への税率引上げ後においても改正前の税率(5%)が適用されます。

(注) 8%から10%への税率引上げ時における経過措置については、改めてお知らせします。

経過措置の内容	
① 旅客運賃等 平成26年4月1日以後に行う旅客運送の対価や映画・演劇を催す場所、競馬場、競輪場、美術館、遊園地等への入場料金等のうち、平成26年4月1日前に領収しているもの	
② 電気料金等 継続供給契約に基づく、平成26年4月1日前から継続して供給している電気、ガス、水道、電話に係る料金等で、平成26年4月1日から平成26年4月30日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定するもの	
③ 請負工事等 平成8年10月1日から平成25年9月30日までの間に締結した工事(製造を含みます。)に係る請負契約(一定の要件に該当する測量、設計及びソフトウェアの開発等に係る請負契約を含みます。)に基づき、平成26年4月1日以後に課税資産の譲渡等を行う場合における、当該課税資産の譲渡等	
④ 資産の貸付け 平成8年10月1日から平成25年9月30日までの間に締結した資産の貸付けに係る契約に基づき、平成26年4月1日前から同日以後引き続き貸付けを行っている場合(一定の要件に該当するものに限ります。)における、平成26年4月1日以後に行う当該資産の貸付け	
⑤ 指定役務の提供 平成8年10月1日から平成25年9月30日までの間に締結した役務の提供に係る契約で当該契約の性質上役務の提供の時期をあらかじめ定めることができないもので、当該役務の提供に先立って対価の全部又は一部が分割で支払われる契約(割賦販売法に規定する前払式特定取引に係る契約のうち、指定役務の提供(*)に係るものをいいます。)に基づき、平成26年4月1日以後に当該役務の提供を行う場合において、当該契約の内容が一定の要件に該当する役務の提供 * 「指定役務の提供」とは、冠婚葬祭のための施設の提供その他の便益の提供に係る役務の提供をいいます。	
⑥ 予約販売に係る書籍等 平成25年10月1日前に締結した不特定多数の者に対する定期継続供給契約に基づき譲渡される書籍その他の物品に係る対価を平成26年4月1日前に領収している場合で、その譲渡が平成26年4月1日以後に行われるもの	
⑦ 特定新聞 不特定多数の者に週、月その他の一定の期間を周期として定期的に発行される新聞で、発行者が指定する発売日が平成26年4月1日前であるもののうち、その譲渡が平成26年4月1日以後に行われるもの ※平成25年10月30日政令304号により、雑誌は、経過措置の対象から除かれました。	
⑧ 通信販売 通信販売の方法により商品を販売する事業者が、平成25年10月1日前にその販売価格等の条件を提示し、又は提示する準備を完了した場合において、平成26年4月1日前に申込みを受け、提示した条件に従って平成26年4月1日以後に行われる商品の販売	
⑨ 有料老人ホーム 平成8年10月1日から平成25年9月30日までの間に締結した有料老人ホームに係る終身入居契約(入居期間中の介護料金が入居一時金として支払われるなど一定の要件を満たすものに限ります。)に基づき、平成26年4月1日前から同日以後引き続き介護に係る役務の提供を行っている場合における、平成26年4月1日以後に行われる当該入居一時金に対応する役務の提供	

※上記以外にも消費税法の適用に関して所要の経過措置が設けられています。

消費税転嫁対策特別措置法のポイント



転嫁拒否等の行為

大規模小売事業者等(買手)の売手に対する以下①～④の行為は禁止されています。
 ①減額、買ったとき、②商品購入、役務利用、利益提供の要請、③本体価格での交渉拒否、④報復行為



転嫁を阻害する表示

事業者が自己の供給する商品等の取引について、以下①～③の表示をしてはいけません。

- ① 取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示
例)「消費税はいただきません」
- ② 取引の相手方が負担すべき消費税を対価の額から減ずる旨の表示であって消費税との関連を明示しているもの
例)「消費税引上げ分を値引きします」
- ③ 消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示であって②に掲げる表示に準じるもの
例)「消費税相当分の商品券を提供します」



総額表示義務の特例

平成25年10月1日から平成29年3月31日までの間、現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じていれば税込価格を表示することは要しません。

例)

〇〇円(税抜)	〇〇円(税抜価格)	〇〇円(本体価格)	〇〇円+税
---------	-----------	-----------	-------



転嫁カルテル・表示カルテル

事業者又は事業者団体が、公正取引委員会に事前に届け出ることにより、消費税の転嫁や表示の方法の決定に係る共同行為(転嫁カルテル・表示カルテル)を独占禁止法に違反することなく行うことができます。

転嫁拒否等の行為に対する調査等

公正取引委員会、経済産業省(中小企業庁)において所要の体制を整備し、各業界の所管省庁に、転嫁拒否等の調査・指導等の実務を担当する転嫁対策調査官(「転嫁Gメン」)等600人超を配置しています。

消費税価格転嫁等 総合相談センター



消費税価格転嫁等総合相談センターは内閣府が設置している政府共通の相談窓口です。

センターでは次のような相談を受け付けます。

- 転嫁に関する問い合わせ ● 広告・宣伝に関する問い合わせ
- 消費税の総額表示に関する問い合わせ ● 便乗値上げに関する問い合わせ
- センターでは、このような相談に関して、法令等の考え方を回答するほか転嫁拒否など消費税転嫁対策特別措置法に違反する疑いのある行為については、相談者の御意向により、センターから担当省庁へ通知します。

御相談は専用ダイヤル又はHP上の専用フォームを御利用下さい。

専用ダイヤル：0570-200-123

【受付時間】平日 9:00～17:00 (平成26年3月・4月は土曜日も受付)

※通話料金はお住まいの地域に応じて以下の料金がかかります。なお、実際にかかる金額は資費ガイドンスで御案内しております。

● 固定電話からは：8.5円～80円 / 3分間 ● 携帯電話からは：90円 / 3分間 ● 公衆電話からは：30円～220円 / 3分間

URL

(24時間受付)

<http://www.tenkasoudan.go.jp>



お問い合わせ先
[一覧]

転嫁拒否等の行為の是正、転嫁カルテル・表示カルテルに関する問い合わせ先

公正取引委員会取引企画課 **03-3581-5471** (代表)

転嫁を阻害する表示の是正に関する問い合わせ先

消費者庁表示対策課 **03-3507-8800** (代表)

消費税の総額表示義務の特例に関する問い合わせ先

財務省主税局税制第二課 **03-3581-4111** (代表)

便乗値上げに関する問い合わせ先

消費者庁消費生活情報課 **03-3507-8800** (代表)